

事務連絡  
令和3年4月21日

各県立高等学校長  
様  
県立芦屋国際中等教育学校長

財務課長

高等学校等就学支援金等の申請手続きにかかる書類提出の取扱いについて

このことについて、令和3年2月19日付け2文科初第1769号により改訂された「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」に基づき、今後各学校において、臨時休業の実施や、出席停止等の取扱い等により、高等学校等就学支援金の申請手続きにかかる生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第6条第3項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えなく、また、高校生等奨学給付金及び授業料等減免の申請についても、同様に取り扱って差し支えありません。（高校生等奨学給付金については、当該年度に支出可能なものに限る。）

各学校におかれては、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金及び授業料等減免の各申請手続きを行う者のうち、上記に該当する者について、「やむを得ない理由」がやんだ後15日以内に書類提出を行った場合には、遡って申請があったものとして取り扱い願います。

## <参考>

令和3年2月19日2文科初第1769号改訂「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」

### 6 その他

#### (2) 授業料等や修学支援等の取扱い

(略) 高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第6条第3項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えなく、また、高校生等奨学給付金などその他の高校生等への修学支援についても同様に取り扱って差し支えない。(略)

## 高等学校等就学支援金の支給に関する法律

### (受給資格の認定)

第四条 前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除

く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

### (就学支援金の支給)

第六条 (略)

2 就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月）から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給権者がやむを得ない理由により第四条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなし

て、前項の規定を適用する。